



## 勝手に決めるな、守備範囲～スポーツからの教訓とは～

日頃から、スポーツを楽しみながらコミュニケーションの大切さを学んでいるが、ビジネスでも通じるものがあると日々感じている。たとえば、野球では守備範囲というものが、戦況によって守備範囲は変化する。アメリカンフットボールでは、ゾーンディフェンスというものがあり、自分に割当てられた場所を守る。が、どちらも地面にその人の守備範囲は示されていない。個々のプレーヤーが地面に思い描く『線の境目』が一致していなければ、必ずそこに空白が出来るのだ。空白があると野球ではポテンヒットや2人が交錯しての落球、アメフトなら相手の作戦係にゾーンの境目を見透かされ、そこへパスを決められてしまうことに。そこでコミュニケーションがクローズアップされる。野球では、簡単な方法として、声をかけあう、もしくは練習でパターンを決めて誰が何をするかを延々と練習していく。アメフトも同じで、何度も何度も練習して声をかけ、書いていないはずの地面の線を共通認識にしていく。その行為が信頼や安心というものに繋

がっていくからだ。でも負けたチームの反省では、「なぜ誰もベースに入っていないかった?」「あれはあなたの守る場所だ」、あげくの果てに「あなたのミスで負けた」とまで言う始末。「自分勝手に役割を決めるなよ」となるわけだ。これを我々のビジネスの世界に当てはめてもよく起こる事象だと考える。日頃のミスの数多くが「コミュニケーション不足によるものである」という事象が浮かび上がらないだろうか。「何日か前にメールしましたよね」、さらに呆れるのは、「ccに入れてありましたよね」「○○さんに話したので伝わっていると思いました」「前はそうだったので言わ



なくても当然わかって思っていました」こんなことが起こっていないだろうか?よく「なぜ報告しなかったんだ!」と叱る人がいるが、いつまでに報告しなさいと口にしていただろうか?もしかすると報告して当然とっていないだろうか?相手は報告する必要がないと思っはいいないだろうか?もしくは、あなたは報告するに値しない存在とと思っているかもしれないのだ。コミュニケーションにセオリーはない。まず失敗したら、相手の責任にする前になぜうまく行かなかったかを反省するようにしていくことが大事ではないだろうか。個人的にはできるだけ文章での記録と声掛けを心がけているが、それでも時折ミスは起こるものだ。よくルールを決めたらという人もいるが、できないものに対して作ったルールはより良くなってもすぐには決定打にならない。ある意味どちらが悪いと決めるための免罪符になるだけという場合もある(どちらが悪い戦争)。そんなとき私は自分自身に、守備範囲を勝手に決めていないか?と問いかけるようにしている(笑)。

### ココに技あり! ちょっとメモしたいときに便利「ウェアラブルメモ」

「いつでも・どこでも、書ける・思い出せる」というのがコンセプトのwemo(wearable memo)という腕につけることができるメモ帳をご存じでしょうか?この商品の愛用者が、社内掲示板で便利だと紹介した際に使ってみたいという声が多くありましたが、当社では落下の危険性から、主に室内での使用に限定して採用されました。ちょっとしたメモを書く時にピッタリなんだとか。ただ便利な半面、汗が気になるとか、少し重さがあるので邪魔であるなど、マイナス意見もありましたが、付箋を持ち歩くよりエコで、手の平にメモをするよりは、よりスマートですね。



### 社員プチコラム 佐藤 栄治 (環境事業本部 四日市分析センター フィールドGr)

ここ最近燻製作りにはまっています。燻製の製法には熱燻・温燻・冷燻がありますが、私は最も一般的な温燻を選択。作る楽しさもありますが、やはり食べる方がいい。この時期はビールのつまみに最高です。食材はいろいろ試しましたが、簡単で間違いがないゆで卵(味付け)、チーズ、ソーセージ、ささみ。変わり種の食材としては豆腐やバナナがあるようで、今度試してみようと思っています。燻製器は金属製で立派なものもありますが、市販の段ボール燻製キットで誰でも簡単に作れますので、ご自宅で一度試してみたいかがでしょうか?



### 最近の法規制動向について

#### ◆金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付け

金属アーク溶接等で発生する「溶接ヒューム」はこれまで「粉じん」として健康障害防止対策がなされてきましたが、溶接ヒュームに含まれる化学物質について労働者への健康障害のリスクが高いと認められたことから、特定化学物質に追加され、健康障害防止措置が義務付けられます。

改正政省令・告示は令和3年4月1日から施行・摘要(一部経過措置あり)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12725.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html)

施行日	継続して屋内作業場で行う場合	屋外作業場で行う場合
2021.4.1～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体換気</li> <li>●特殊健康診断</li> <li>●その他の必要な措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体換気</li> <li>●特殊健康診断</li> <li>●その他の必要な措置</li> </ul>
2022.4.1～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定化学物質作業主任者の選任</li> <li>●必要な措置</li> </ul> ①溶接ヒューム濃度の測定 <small>※個人曝露測定により、マンガンとして0.05mg/ml以上の場合</small> ②換気装置の風量の増加 その他必要な措置 ③再度溶接ヒューム濃度の測定 ④有効な呼吸用保護具の選択、労働者に使用させる ⑤1年以内ごとに1回フィットテスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定化学物質作業主任者の選任</li> <li>●呼吸用保護具の選択・使用</li> </ul> <small>(粉じん則に伴う呼吸用保護具は2022.4.1前から必要)</small>

※現に屋内作業場で金属アーク溶接等作業をされている事業者の方は、2022.3.31までに1度は溶接ヒューム濃度測定を行い、現状を把握しておく必要があります。

### 編集後記

今年は異例すくめの夏となり、梅雨も長かったですし、明けたら今度は猛暑ですね。家族旅行や帰省も止められた方も多いのではないかと思います。先が見えない今は小さな楽しみも見つけないと、本当に辛いですね。燻製作りなど、時間のある今だからできる新しい何かを、私も見つけたいなと思いました。(みっちー)

